

第27回 国立大学法人信州大学経営協議会 議事要録(案)

日 時 平成21年11月11日(水)10時00分～11時50分
場 所 ホテル「メトロポリタン長野」2階「梓」(長野市)
出席者 山沢学長, 荒井, 大和田, 荻上, 小宮山, 花岡, 山浦, 山口, 赤羽, 三浦, 渡邊, 小池,
西尾 各委員
オブザーバー 二宮, 久保, 笹本 各副学長, 常本監事, 堀井監事
欠席者 菅谷委員

議事に先立ち, 学長から, 学外委員に対して辞令交付があった後, あいさつ及び経営協議会の位置付け等について説明があった。

次いで, 学長から, 各委員の紹介があり, 委員からそれぞれあいさつがあった後, 学長から以上の紹介を持って報告事項1の「理事・副学長の任命について」の報告としたい旨の提案があり, 了承された。

引き続き, 学長から, 所信の表明が行われた後, 議事に入った。

議 題

1 国立大学法人信州大学経営協議会規程の一部を改正する規程(案)について

議長から, 学長の任期とのバランスを考慮し, 委員の任期を3年から2年に改める規定改正である旨の発言があった後, 総務課長から配付資料 1に基づき説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認された。

次いで, 議長から, この後開催される役員会の承認を経て, 制定する旨の発言があった後, 学外委員に対して任期を付した辞令が交付された。

2 国立大学法人信州大学役員報酬規程の一部を改正する規程(案)について

3 国立大学法人信州大学職員基本給決定細則の一部を改正する細則(案)について

議長から, 議題2及び3を一括審議願いたい旨の発言があった後, 総務課長から配付資料 2及び 3に基づき説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認された。

次いで, 議長から, この後開催される役員会の承認を経て, 制定すること並びに学長, 理事及び副学長の基本給については, 本協議会の議に基づき, 学長が決定することとなるため, 本日の議題11及び12で審議願いたい旨の発言があった。

4 国立大学法人信州大学役員報酬規程の一部を改正する規程(案)について

5 国立大学法人信州大学職員給与規程の一部を改正する規程(案)について

6 国立大学法人信州大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程(案)について

7 国立大学法人信州大学職員基本給決定細則の一部を改正する細則(案)について

8 国立大学法人信州大学職員住宅手当細則の一部を改正する細則(案)について

議長から, 議題4から8までを一括審議願いたい旨の発言があった後, 渡邊理事から資料 4～8に基づき本法人が準拠する一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改められることに伴う給与関係規程等の改正である旨の説明があった後, 人事課長から説明資料に基づき改正内容等について説明があった。

次いで, 議長から, 規程等の改正について諮られ, 審議の結果, 原案のとおり承認された後, 議長からこの後開催される役員会の承認を経て, 制定する旨の発言があった。

引き続き, 議長から, 次のとおり発言があり, 了承された。

- (1) この改正は一般職の職員の給与に関する法律の改正内容を根拠としているが、この法律の改正案は10月27日に閣議決定された後、国会に提出され、審議中であること。
 - (2) 本来であれば、国会で承認された同法に基づき、本法人の給与関係規程等を改正するべきであるが、本協議会の開催日程の関係から、現在審議中の改正案を根拠としたこと。
 - (3) このため、国会において改正案の内容が変更となった場合は、承認いただいた給与関係規程等に必要な修正を加えること及びその修正内容については学長に一任願いたいこと。
 - (4) 職務調整額等については、現在、本法人が準拠しようとする人事院規則等の改正内容が示されていないため、今後当該内容が示されることを待って、必要な改正を行うこと及びその対応については学長に一任願いたいこと。
- 9 国立大学法人信州大学職員管理職手当細則の一部を改正する細則（案）について
渡邊理事から、資料 9に基づき、平成21年10月1日に設置された総合情報センターのセンター長の専任化等に伴い、管理職手当適用区分を 種から 種に変更するものである旨の説明があった後、議長から同細則の改正について諮られ、審議の結果、原案のとおり承認された。
次いで、議長からこの後開催される役員会の承認を経て、制定する旨の発言があった。
- 10 国立大学法人信州大学職員特殊勤務手当細則の一部を改正する細則（案）について
渡邊理事から、資料 10に基づき医学部附属病院研修医採用試験に従事した職員に対して、試験業務手当を支給することに伴う改正である旨の説明があった後、議長から同細則の改正について諮られ、審議の結果、原案のとおり承認された。
次いで、議長からこの後開催される役員会の承認を経て、制定する旨の発言があった。
- 11 役員の報酬について
議長から、本日の議題2及び4が承認されたことに伴い、役員の報酬について資料 11のとおり改定したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
次いで、議長からこの後開催される役員会の承認を経て、決定する旨の発言があった。
- 12 指定職基本給表の適用を受ける職員の給与について
議長から、本日の議題3及び7が承認されたことに伴い、副学長の基本給について資料 12のとおり改定したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
次いで、議長からこの後開催される役員会の承認を経て、決定する旨の発言があった。
- 13 平成21年度給与等の改定に伴う人件費予算額の使用について
議長から、資料 13に基づき、人事院勧告に準拠することに伴う給与等の減額によって生ずる人件費予算額の配分方針について説明があり、審議の結果、同資料中「第2期中期目標期間（平成22年度～平成27年度）への目的積立金の繰越が認められない状況も想定されていることから、」を削除した上で、配分方針が承認された。
次いで、議長からこの後開催される役員会の承認を経て、制定する旨の発言があった。
- 14 第2期中期目標・中期計画（素案）に係る意見について
久保副学長から、資料 14-1及び14-2に基づき、第2期中期目標・中期計画（素案）に対する国立大学法人評価委員会からの意見の内容及び今後この意見を踏まえて文部科学大臣からの修正等の意見が通知されることとなること、更にはその修正等の意見に基づき、第2期中期目標・中期計画の原案を作成することとなる旨の説明があった後、第2期中期目標・中期計画（素

案)について審議した結果、情報セキュリティ対策に取り組む趣旨を中期計画だけではなく、中期目標の中にも盛り込むことで、必要な修正を加えることとし、実現しようとする達成状況の明確化を求められた部分については年度計画でその内容を明らかにすること、また、入学定員については今後の予算編成に合わせて修正を図ることとすることで、想定される意見に対し対応していく方針について承認された。

次いで、学長から、文部科学省への原案の提出が平成22年1月末までとされているため、次回協議会で審議願うこととしたい旨の発言があった。

15 学長選考会議委員の選出について

議長から、資料 15 に基づき、国立大学法人信州大学学長選考会議の委員については、国立大学法人信州大学学長選考会議規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第35号）第3条第1号の規定により、経営協議会の学外委員のうちから8人を選出することとされている旨の説明があり、審議の結果、学外委員8人全員を学長選考会議委員とすることが承認された。

報告事項

2 平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果について

二宮副学長から、資料 17 に基づき、国立大学法人評価委員会から通知された平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果について報告があった。

3 平成21年度学内予算の2次補正配分について

三浦理事から、資料 18 に基づき、本年9月開催の経営協議会で承認された平成21年度学内予算の2次補正について、配分方針に基づき、各学部等からの要望を取り上げて配分する旨の報告があった。

4 その他

(1) 次回の開催について

議長から、次回は来年1月中旬に、次々回は3月下旬に開催する予定とし、おって日程調整する旨の発言があった。

以上